

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成21年1月9日

児島 真頭 殿

航空局監理部航空事業課長

平成20年12月11日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、判断の基礎となる事実関係に関する情報が不足しているため、回答することは困難である。

なお、照会法令の適用の有無を判断するための基準は、2に記すとおりである。

2 照会法令の適用の有無を判断するための基準

(1)(a)航空運送事業とは、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第2条第

18項において規定されているとおり「他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業」をいい、航空機使用事業とは、法第2条第21項において規定されているとおり「他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う事業」をいう。

(b)ここでいう「他人の需要」とは、「自己の以外の者の運送要求」の意であり、「他人の需要」に対立する概念は、「自己の用に供すること」である。「自己」又は「他人」の判断を行う基準としては、第一義的には使用航空機の所有形態によると考えることができる。

使用航空機が航空機に搭乗する者全てによる共有の形をとっていない場合については、当該非共有者は形式的にも明らかに「他人」に該当することとなる。ただし、当該非共有者であっても、当該者が共有権を有する者との間で強い連帯性を有する場合にあっては、実質的に「自己」に該当するものと解釈される。また、航空機が団体の所有名義である場合であっても、例えば入会時に共有持分を所持することとなり、かつ退会時に処分権の返却があり、各構成員がいつでも自己の望むとおりに処分権の処理を行える等実質的に各構成員の共有であるものとみなすことができる場合も、例外的に、所有名義が明らかになっていない各構成員も「自己」とあると解釈されることとなる。

一方、航空機に搭乗する者全てによる共有の形をとっている場合でも、それだけで直ちに各構成員を「自己」とであると判断することはできず、輸送サービスを楽しむ各構成員がそれぞれ当該運航の安全の確保等の自らの利益に関与することができることが明白であって初めて、各構成員は「自己」とであると判断することが可能となる。

(c) 「自己」又は「他人」の判断基準を行う第2の基準としては、団体の構成員が当該団体の運営にどの程度主体的に参画し得るかの程度が挙げられる。

各構成員が団体の運営に主体的に参画し得る場合、各構成員は自らの責任において輸送の安全性と良質性の確保に関与できる立場にあると認め得ることから、これは他人の需要に応じる運送ではなく、自己の用に供するものと解釈される。

一方、各構成員が団体の運営に参画する機能がない場合や、構成員数が相当の多数に上り各構成員の運営参画権が極めて低い場合には、これは「他人の需要に応じ」た運送であると解釈される。

(d) なお、団体の構成員に法人が含まれている場合については、単に法人に航空機の所有権があるかどうか及び法人に団体の運営参画権があるか否かの判断のみならず、団体と当該法人に属する個人との関係についても見極めた上で実質的に判断することが必要となる。

具体的には、法人に航空機の所有権がある場合には、当該法人が団体の運営に主体的に参画し得るか否かを判断し、主体的な運営参画権がある場合で、かつ、当該法人に属する個人にもそれがあると認められる場合には、「自己」に該当するものと解釈される。一方、法人に航空機の所有権がない場合には、当該法人は形式上「他人」に該当する。ただし、このような場合

であっても、法人に属する個人の各々に所有権があり、かつ、当該各個人が主体的な運営参画権を有する場合については、「自己」に該当するものと考えられる。

以上